

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第26報]  
(令和3年9月16日現在)

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機構(WHO)が、2020年3月11日にパンデミック宣言を行ってから、1年以上が経過しました。

感染者数は未だ世界的に増加の一途を辿っており、各国でワクチン接種が進むものの、日本国内でも一時期1日あたりの感染者数が最高で2万人を超えるなど、厳しい状況に置かれています。国は「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対応により、全国的な人流制限等の厳しい対応を取っており、依然その対応に緊張感を強いられる状況にあります。香川県下においても、一時的に落ち着きを見せていましたが、感染者数が急増し、8月9日には最高レベルである緊急事態対策期へ危機レベルを引き上げ、また、8月20日からは「まん延防止等重点措置」対象区域に指定され、現在も継続中です。

こうした感染症拡大の原因の一端には、変異株の流行が挙げられ、若年層への感染拡大と重症化率の増加という新たな局面を迎えていることが指摘されております。

このため、本学でも8月29日にワクチンの職域接種を完了したところではありますが、コロナ禍でのワクチン接種が今後広く浸透するまでは、感染拡大の防止に向け、これまでにも増して、教職員・学生ともに自覚と責任を持った対応が求められております。身体的理由等により接種を受けられない方以外で、未接種の方は、改めて接種についてご検討いただけるようお願いいたします。

ついては、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

**1. 感染症予防について**

- 体調確認を徹底すること

※「健康チェックシート」により、日々の健康状態を記録してください。

「健康チェックシート」 <https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5915/9920/3191/03.xlsx>

- 3つの密（密閉・密集・密接）の防止を徹底すること 【十分な間隔の確保、換気の実施等】

- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底すること 【マスク着用、手指消毒の徹底等】

※ マスク非着用者が散見されますので、キャンパス内では必ずマスクを着用してください。

- 厚生労働省による「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を可能な限りインストール

※ 詳細は別紙1『「新しい生活様式」の実践例』を参照ください。

- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際は、香川県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を可能な限り利用ください。
- 家族、親族以外との複数人での会食(特にアルコールを伴う飲食)は原則禁止とします。

## 2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

### 2-1 風邪等の症状（新型コロナワクチン接種後の副反応は除く）が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。  
学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。  
ここで言う、当該症状の完治とは、「解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、無症状が3日間以上続く」ことを指します。ただし、通学・通勤の可否判断は、受診した医療機関の判断を優先することとします。  
<教職員の特別休暇について>  
令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。
- 発熱などの症状がある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話でご相談ください。その他、どこに相談してよいか分からない場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談センター Tel: 0570-087-550」(以下、相談コールセンター)に連絡ください。
- 相談コールセンターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談コールセンターから受けた指示を含め、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員は給与福利グループへ報告してください。
- 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日から可能とします。ただし、各部局の判断において必要と認める場合、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日以降も、自宅待機期間を設定することができます。自宅待機期間中は、登校禁止または就業禁止(有給)扱いとします。教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、

『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』について在宅での勤務を可能とします。

## 2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。  
  
(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合  
(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合  
(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合  
(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合
- 保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から14日間は外出を控えていただくとともに、登校禁止または就業禁止(有給)とします。また、同居するご家族が、保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、判断した保健所に、自身の対応についてご確認ください。自宅待機と判断された場合は、その期間中は登校禁止または就業禁止(有給)とします。自宅待機の指示がなかった場合は、同居されている濃厚接触者の方の陰性が判明するまでの期間、登校禁止または就業禁止(有給)とします。ただし、教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』について在宅での勤務を可能とします。

※ 学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。

## 3. 海外渡航について

- 海外への渡航については、原則禁止といたします。  
ただし、一定の条件を満たす教育研究活動については渡航が認められる場合がありますので、インターナショナルオフィスもしくは所属学部・研究科等の事務にご相談ください。  
解除時期については、厚生労働省・外務省等の動向を見て判断するものとします。
- 既に海外渡航済の者は、帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

#### 4. 帰国後の医療相談について

- 入国した空港等の検疫所の指示に従ってください。
- 検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示について、**本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。** 所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 海外から帰国後翌日から 14 日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察してください。入念な体調観察を行うとともに、自宅待機(自宅学習等)としてください。**自宅待機期間の取扱については、教職員は就業禁止(有給)とします。**
- 学生、教職員は、**本人等から所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。** 所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 帰国後 14 日間の観察期間内に発熱等の風邪症状が出た場合は

上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**に基づいて行動してください。

#### 5. 県外への移動及び県外からの移動について

(※本項目は、赤字部分についても、学生・教職員全てに該当します。)

- 香川県内から県外への移動は、原則禁止とします。  
やむを得ず、県外へ移動を行う場合は、事前に所属学部・研究科等の事務へ期間、行先、目的等を届けてください。また、帰県後翌日から 7 日間の自宅待機とし、検温等の健康観察と行動記録を、14 日間取ってください。  
【上記、県外移動に関する対応については、香川県における「まん延防止等重点措置」実施期間終了時まで継続することとします。新たな対応指針については、国・県の動向等も含めて判断し、改めて周知いたします。】  
ただし、通勤・通学に伴う隣県からの移動については、禁止の例外（7 日間の自宅待機不要）とします。  
県外へ移動する場合には、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意を払い、帰県後、体調に不安がある場合は、所属学部・研究科等の事務へ電話で連絡してください。
- 県外へ移動した場合、風邪等の症状が出ていない場合に限り、香川県への帰県日の翌日を起算日として 5 日間経過後、本学医学部において実施する P C R 検査を受けることができます。なお、P C R 検査の実施詳細については、別に定める実施要領を参照してください。
- 同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただくようお願ひいたします。
- 地域医療支援・医学教育評価支援を目的とした移動は、禁止の例外としますが、十分な感染回避行動を心がけてください。
- 非常勤講師及び学外者についても、来学してもらう場合には、学内教職員が帰県した際の取扱と同様と

します。

#### 6. 教職員の在宅勤務について

- 香川県下の感染拡大に関して、重大な懸念局面を迎えておりことから、スライド勤務はもとより、在宅勤務を可能な限り推進してください。テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティ関係規則等を遵守するなど、「国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項」に基づき、実施することとします。

(参考)

- ・国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項

<https://www.kagawa-u.ac.jp/files/8816/1888/5065/zaitaku.pdf>

#### 7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。

[https://www.kagawa-u.ac.jp/files/1616/1355/3706/Notice\\_to\\_international\\_students\\_planning\\_to\\_start\\_enrollment\\_at\\_Kagawa\\_University.pdf](https://www.kagawa-u.ac.jp/files/1616/1355/3706/Notice_to_international_students_planning_to_start_enrollment_at_Kagawa_University.pdf) (香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ)

#### 8. 学生活動について

- サークル活動については、公認サークルへ別途周知しておりますルールに基づき活動するようにしてください。以下のページへ情報掲載しますので、定期的な確認をお願いします。  
[https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student\\_life/extracurricular-info/circle-list/](https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/extracurricular-info/circle-list/)
- 各学部のサークル活動については、各学部の状況により対応が異なる場合があるため、各学部の指示に従ってください。
- 感染防止徹底のため、キャンパス内外でのマスク着用は引き続き徹底してください。  
また、家族、親族以外との複数人での会食(特にアルコールを伴う飲食)は禁止とします。
- サークルにおいて、複数の感染者が出た場合や、飲食を伴う行事の発覚等ルールが守られていない場合については、対象サークルのみならず、全サークル活動の活動禁止措置を実施する場合があります。

#### 9. 諸行事の開催について

- 本学が主催するイベント等の開催は、令和3年9月9日に香川県から発出された「催物（イベント等）開催に係る留意事項」（後述する県HPより参照）で示されたフローチャートに従って判断ください。

学内において、飲食を伴うイベント・会議を検討する場合、対面による多人数での飲食を伴うものについては実施を認めません。

「催物（イベント等）開催に係る留意事項」（香川県 HP）

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19\\_event3.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html)

ただし、香川県から上記方針以外に、新たな制限方針が発出された場合は、最新の方針に従うものとします。

最新の状況及び発出資料については、下記香川県 HP よりご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid-19.html>

**本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、可能とします。**

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合もあります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/> (特設 HP : 新型コロナウイルス感染症への対応について)でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

**※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。**

危機対策本部長  
筧 善 行

# 「新しい生活様式」の実践例

別紙 1

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
  - 家に帰つたらまず手や顔を洗う。
  - 混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人の間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

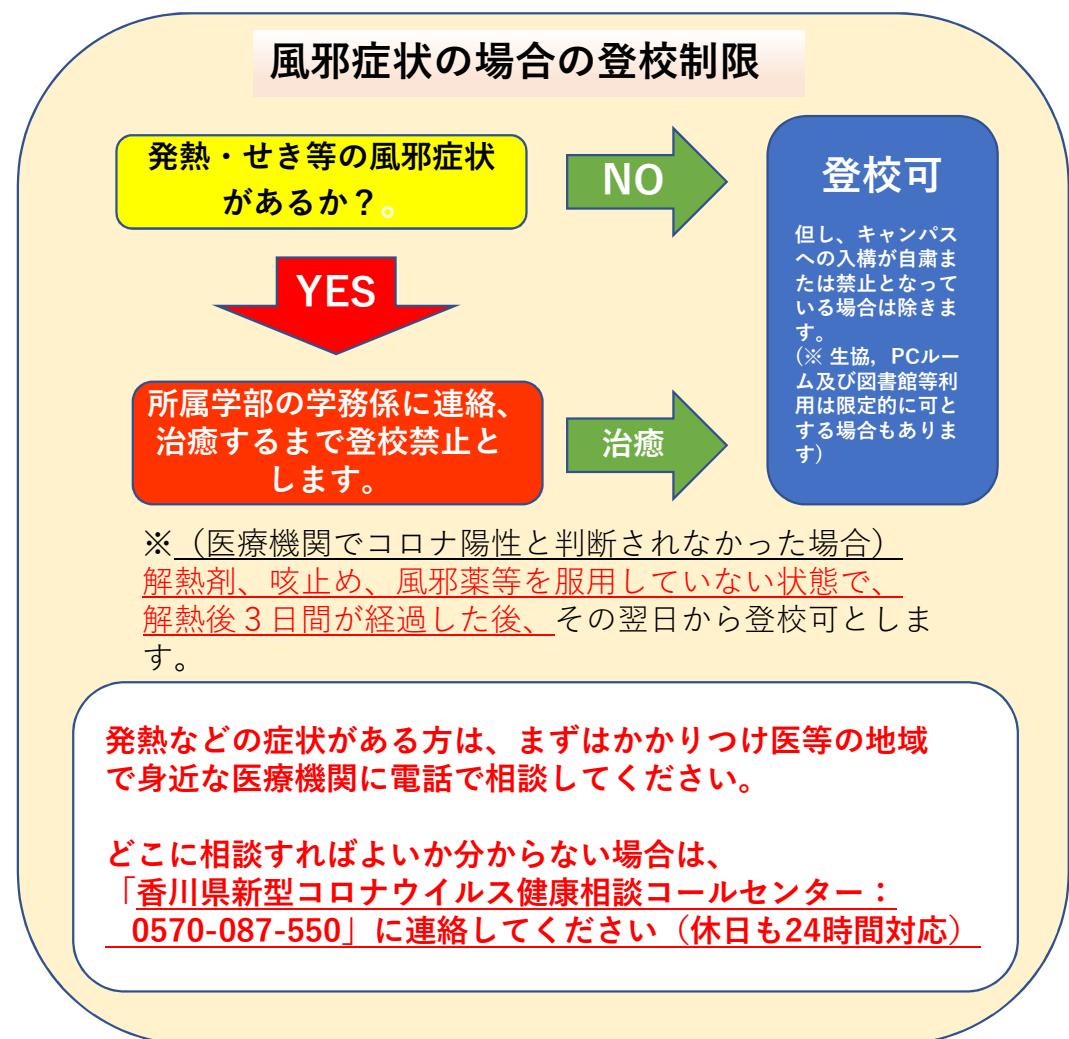
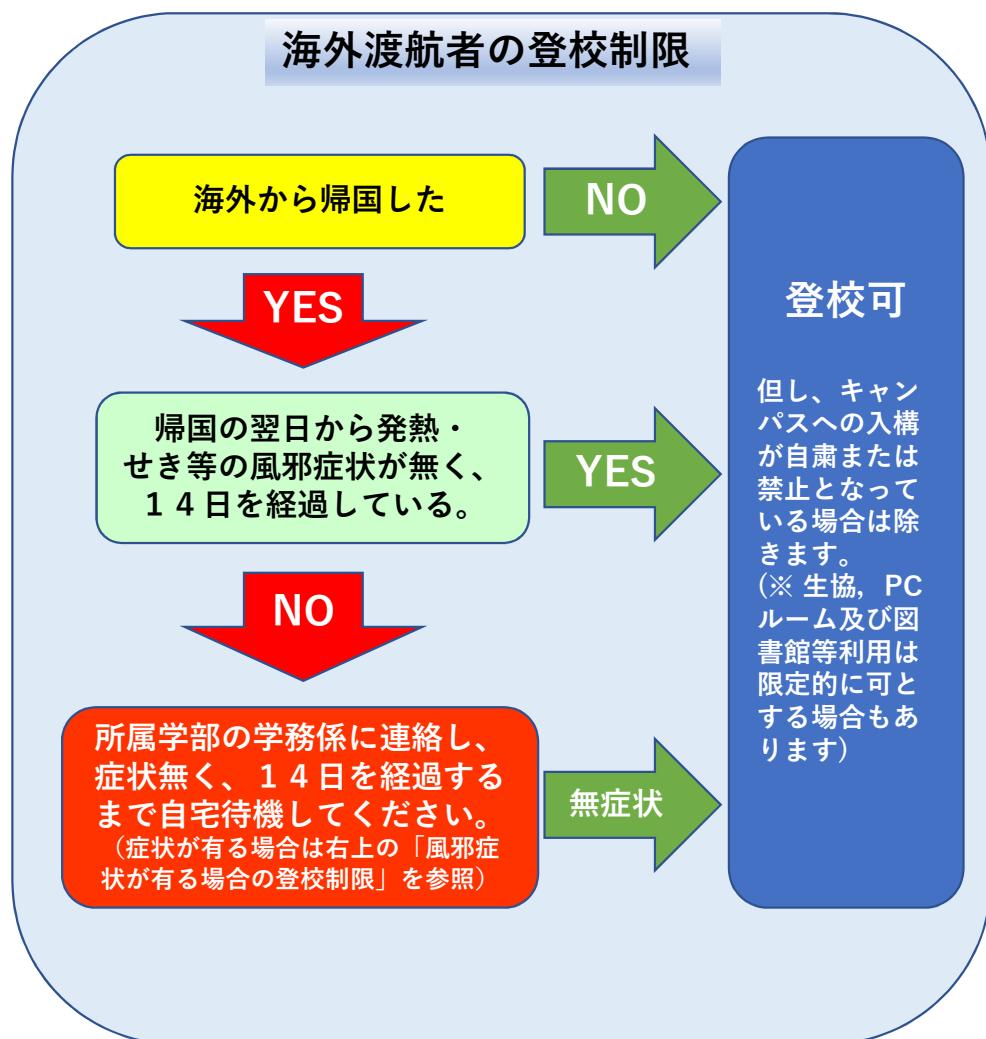
## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

## 新型コロナウイルス感染予防のための特別措置（令和3年9月16日現在）

## 【学生対応】



# 新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

風邪症状の場合の  
出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外から帰国後の対応について」の流れに沿って対応すること

発熱・咳等の  
症状がある。

YES

かかりつけ医等の地域で  
身近な医療機関に電話で  
相談し、その指示に従う。

症状とかかりつけ医からの  
指示内容を所属部局の  
総務担当に連絡。

NO

出勤可

症状がある時点で・・・  
  
出勤不可  
治癒するまでは  
特別休暇

※（医療機関でコロナ陽性と判断されなかった場合）  
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、  
解熱後3日間が経過した後、その翌日から出勤可とします。

◆連絡を受けた所属部局の総務担当は、事務連絡フォーマットに、確認事項を記載し、給与福利グループへ連絡すること。

# 新型コロナウイルスへの感染が判明した際の連絡対応について【学生・教職員】

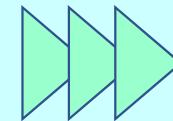
【陽性者】

陽性判断

病状と、保健所からの指示内容について、【担当部局】(※)へ報告する。

保健所からの指示に従い、行動する。

保健所からの退院・帰宅指示



通勤・通学可

※退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅日翌日から可能

【香川大学】  
【担当部局】

(※)【担当部局】とは、  
学生の場合：  
所属部局の学務担当  
  
教職員の場合：  
所属部局の総務担当  
を指します

今後の授業、勤務に関する連絡窓口として対応するとともに、陽性者から聞いた内容を学内関係部署(\*)へ報告する。

③適宜連絡

※指示内容に変更があった場合（自宅待機→入院）や退院時期が確定した際は、隨時担当部局に報告する。

※ただし、担当部局より自宅待機の指示があった場合は、その指示に従う。

①連絡

②対応

(\*)学内関係部署とは  
学生の場合：保健管理センター  
教職員の場合：給与福利グループ  
を指します